

不足額給付 I (詳細②)

【給付対象】(個人単位で給付)

※本スライドの税額は全て定額減税適用前、税額控除後の意

納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族等の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和7年に入手可能な課税情報を基に把握された当該者の令和6年分所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者であって調整給付額に不足が生じる者

具体的には以下の「①又は②のいずれかに該当する者」であって、令和7年の不足額給付時の調整給付所要額が令和6年の当初調整給付額を上回る者。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

①所得税の定額減税可能額(3万円×減税対象人数)が「令和6年分所得税額」を上回る者

②個人住民税所得割の定額減税可能額(1万円×減税対象人数)が「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

【減税対象人数】

本人、同一生計配偶者及び扶養親族(国外居住者を除く。)

※扶養親族には16歳未満扶養親族を含む。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く。)については、所得税分控除不足額の算出においては不足額給付時において考慮し、個人住民税分控除不足額の算出においては令和6年度分個人住民税所得割の定額減税の算定に用いられないこと等を踏まえ、考慮しない。

【給付額】(①+②)(万単位切上げ)－当初調整給付額(万単位)

①「所得税分控除不足額(不足額給付時)」の算出方法

➡確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書から「控除外額」(所得税分控除不足額)を把握できるため、原則算出不要

定額減税可能額
3万円×(本人+扶養親族数)

令和6年分所得税額(減税前)

① 所得税分控除不足額

①<0の場合は0

扶養親族数を令和5年12月31日時点の現況から令和6年12月31日時点の現況に置換

※令和6年分推計所得税額から令和6年分所得税額(実績)に置換

②「個人住民税分控除不足額」の算出方法(※税額修正・扶養是正等がない場合、当初調整給付時点から変更なし)

定額減税可能額
1万円×(本人+扶養親族数)

令和6年度分個人住民税額(減税前)

② 個人住民税分控除不足額

②<0の場合は0

➡ 不足額給付額 = 不足額給付時 調整給付所要額 (①+②) (※一万円単位で「切り上げて」算出)－当初調整給付額 (※万単位)

不足額給付Ⅰ（詳細③）

【「当初調整給付額」と「不足額給付額」の関係（イメージ）】

- 令和7年の「不足額給付額」算出時点の調整給付所要額が、令和6年に給付した「当初調整給付額」を上回る者に対して、当該上回る額（＝給付不足額）を、「不足額給付額」として給付予定。

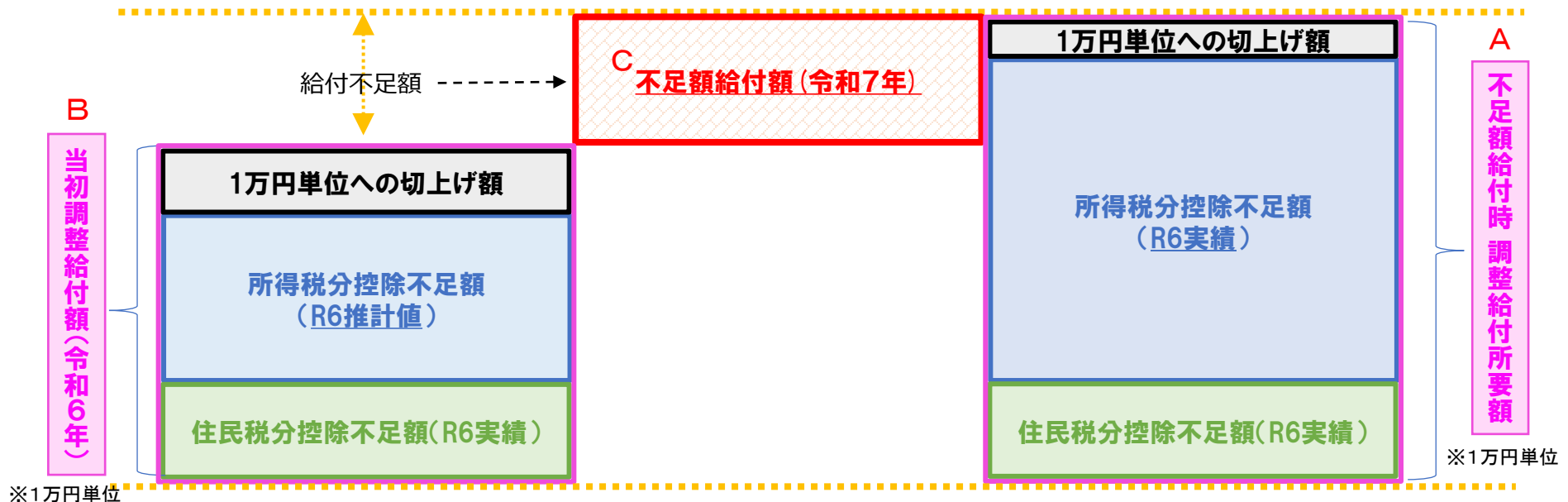
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{当初調整給付額} \\ \text{（令和6年）} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付額} \\ \text{（令和7年）} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位

【イメージ】

【当初調整給付時点】

【不足額給付時点】



※ 不足額給付時に算出した調整給付所要額(A)が当初調整給付額(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めない。

- 市町村における所得税分控除不足額の把握方法は、①「確定申告書」から把握、②「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」の適用欄から把握、③「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」の記載事項に基づき、各市町村の税務システムに取り込んでいる令和7年度分個人住民税情報(所得金額や人的控除等の情報)から、市町村独自の算出システムや「不足額給付のための算定ツール」を用いて令和6年分所得税額を推計して把握、のいずれかの手法を基本とする。